

2021年1月 地震保険改定のご案内

○地震保険期間の初日が2021年1月1日以降^(注)となるご契約から次の改定を行いますので、改定内容の概要をご案内いたします。

○地震保険は、法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

(注)2021年1月1日以降に、地震保険を中途セットしたご契約および更改・自動継続を迎えるご契約を含みます。

1. 地震保険料の改定

○地震の危険度を計算する震源モデルや各種基礎データの更新などを反映し、地震保険料を改定します。

○地震保険では、上記震源モデル等の更新により全国平均で大きく引上げが必要な状況です。お客さまのご負担を抑えるため、2017年1月から3段階に分けて保険料の改定を行っており^(注)、今回の改定が3回目となります。

(注)2017年1月、2019年1月の改定内容の概要は裏面をご参照ください。

【年間保険料の例】(保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、地震保険割引適用なしの場合)

都道府県	耐火構造 (コンクリート・鉄骨造建物等)			非耐火構造 (木造建物等 ^(注1))		
	改定前 ^(注2)	改定後	差額	改定前 ^(注2)	改定後	差額
岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	7,100円	7,400円	+300円	11,600円	12,300円	+700円
北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良	7,800円	7,400円	▲400円	13,500円	12,300円	▲1,200円
福島	8,500円	9,700円	+1,200円	17,000円	19,500円	+2,500円
宮城、山梨、香川、大分、宮崎、沖縄	10,700円	11,800円	+1,100円	19,700円	21,200円	+1,500円
愛媛	12,000円	11,800円	▲200円	22,400円	21,200円	▲1,200円
大阪	12,600円	11,800円	▲800円			
愛知、三重、和歌山	14,400円	11,800円	▲2,600円	24,700円	21,200円	▲3,500円
徳島、高知	15,500円	17,700円	+2,200円	36,500円	41,800円	+5,300円
茨城				32,000円	36,600円	+4,600円
埼玉	17,800円	20,400円	+2,600円	38,900円	42,200円	+3,300円
千葉、東京、神奈川、静岡	25,000円	27,500円	+2,500円			

※保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造および保険料の払込方法等によって異なります。

(注1)「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」のいずれかに該当する場合は、「耐火構造」となります。

ただし主契約の保険始期日が2009年12月31日以前の場合、地震保険の保険始期日が2010年1月1日以降であっても、地震保険の構造級別(料率区分)は、主契約の構造級別に従います。たとえば、省令準耐火構造であっても非耐火構造の区分となり、木骨ALC造であっても耐火構造の区分となります。

(注2)改定前の保険料の例は、地震保険期間の初日が2019年1月(前回の保険料改定)以降のお客さま向けです。

現在ご契約の地震保険期間の初日が2018年12月以前のお客さまは、表に記載の改定前保険料が異なります。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2. 長期係数の引上げ

前回改定時以降金利水準がさらに低下した影響を受け、保険期間3～5年の長期一括払を選択した場合の長期係数^(注)を引き上げます。

(注)地震保険料を一時払とする長期契約(保険期間が2年～5年の契約)の保険料を算出する際に乗じる係数で、保険料運用の予定利率を考慮して算出されています。長期係数を乗じることで、長期保険の一時払保険料は、1年契約の保険料を毎年お支払いいただく場合に比べ割安となります。

保険期間	2年	3年	4年	5年
改定前 ^(注)	1.90	2.80	3.70	4.60
改定後	1.90	2.85	3.75	4.65

(注)改定前の長期係数は、地震保険期間の初日が2019年1月(前回の保険料改定)以降のお客さま向けです。現在ご契約の地震保険の始期日が2018年12月以前のお客さまは、表に記載の改定前の長期係数が異なります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

<ご参考>3段階改定の1回目・2回目の改定概要

■2017年1月 地震保険改定内容(1回目改定)

1. 地震保険料の改定

地震保険料率の3段階改定の1回目を2017年1月に実施しました。

2. 地震保険の損害区分の細分化

半損と一部損の保険金の格差を減らし、より実際の損害の程度に応じた保険金をお支払いできるよう、損害区分を3区分(全損・半損・一部損)から4区分(全損・大半損・小半損・一部損)に細分化しました。

3. 割引確認資料の拡大

割引制度をより利用しやすいものにするため、以下のとおり拡大しました。

対象割引	範囲拡大の内容
免震建築物割引 耐震等級割引	<確認資料の包括規定化> 同じ耐震性を有した建物に対して、より公平な割引適用運営を可能にするため、書類を限定列挙している規定を包括的な規定に見直しました。本見直しに伴い、今後評価機関等が作成する書類が新設された場合にも速やかに確認資料の対象とすることができるようになりました。
耐震等級割引	<耐震等級が特定できる場合の取扱範囲を拡大> 評価機関等が発行する書類だけでは耐震等級がどの等級なのか特定できない場合であっても、別途評価機関等に届け出た耐震等級を特定できる書類を追加でご提出いただくことにより、その耐震等級に対する割引を適用できるようになりました。

■2019年1月 地震保険改定内容(2回目改定)

1. 地震保険料の改定

地震保険料率の3段階改定の2回目を2019年1月に実施しました。

2. 長期係数の引上げ

近年の低金利状況の影響を受け、長期係数を以下のとおり引き上げました。

保険期間	2年	3年	4年	5年
改定前	1.90	2.75	3.60	4.45
改定後	1.90	2.80	3.70	4.60

3. 割引確認資料の拡大

割引制度をより利用しやすいものにするため、以下のとおり拡大しました。

対象割引	範囲拡大の内容
すべての地震保険割引	更新前のご契約または現在のご契約で各種割引が適用されていることを確認できる以下の書類を割引確認資料として追加しました。 ・保険会社からお客さま宛てに発行する満期案内書類(写) ・保険会社からお客さま宛てに発行する長期契約の契約内容確認のお知らせ(写)
建築年割引	新築年月が昭和56年6月以降であること、建物の所在地が保険の対象の所在地と同一であること等が確認できる以下の書類を割引確認資料として追加しました。 ・宅地建物取引業者が交付した不動産売買契約書(写) ・宅地建物取引業者が交付した賃貸住宅契約書(写) ・建築工事施工者等が交付した工事完了引渡証明書(写)